令和５年度　第４回浦河警察署協議会議事概要

１　開催日時
令和６年２月28日（水）　午後２時10分から午後３時15分までの間

２　開催場所
札幌方面浦河警察署　大会議室

３　出席者
(1)　警察署協議会委員　　６人（定員７人）

会長	米山　豊
副会長	田中　正人
委員	三好　昭弘
委員	渡邊　摩美
委員	西川　奈緒子
委員	荒木　ゆかり

(2)　警察署（４人）

署長	星川　茂生
副署長	大塚　竜彦
刑事・生活安全課長	浅岡　竜介
警務係長	

４　開催状況

(1)　会長挨拶

(2)　署長挨拶
・　サイバーセキュリティ月間における取組
・　北海道警察官採用募集広報

(3)　浦河署業務概況について
警務係長説明

(4)　諮問事項『子どもたちのＳＮＳによる誹謗中傷被害等の現状と対策』について
ア　前回協議会での諮問事項に対する委員からの要望・意見内容
過去に道内において、女子中学生がＳＮＳを通じて“いじめ”や性的な暴力を受けた末、死亡につながったとの報道を見聞きしている。
浦河警察署管内での小中高生によるいじめや不登校、ネグレクト、自殺の実態のほか、子どもたちのＳＮＳでの誹謗中傷被害等の現状も含めた対策・対応状況について説明を願いたい。
イ　刑事・生活安全課長説明
(ｱ)　非行少年の検挙人員及び福祉犯被害少年の推移

ａ　令和５年中、北海道内においては非行少年1,377人、不良行為少年12,542人を検挙しており、当署管内３町（浦河町、様似町、えりも町）における少年犯罪の認知及び検挙はなかったものの、少年補導（深夜徘徊、喫煙、飲酒など）13件を推進している。

ｂ　令和５年中、北海道内における福祉犯被害少年については220人であり、そのうち約半数がＳＮＳに起因している。

具体的には、ＳＮＳを利用して「家出をしたい」などと書き込んだ際、わいせつ目的の福祉犯被疑者が誘拐したり、メッセージのやり取りを通じて、わいせつな画像を子どもに送らせる犯罪が発生し、当署でも同種事件を検挙している。

(ｲ)　前回協議会前における対策状況

ａ　いじめ事案の早期把握に向けた取組

スマートフォンを所持し始める小中学生を対象とし、少年相談専門電話やメール相談要領について説明する非行防止教室を教育機関と連携の上、開催した。

ｂ　補導少年からの聴取による実態把握

補導された少年の事情聴取を通じて、非行や不良行為の背景にいじめが介在していないか、少年を取り巻く実態について把握している。

ｃ　学校等との連携強化

教育委員会や学校等との情報交換を恒常的に行い、連絡体制を構築するとともに、重大ないじめ事案が発生した際には、学校と連携した被害児童の保護や本人及び保護者の意向を尊重した事件化の検討といった所要の捜査を実施している。

(ｳ)　諮問を反映させた警察の措置状況

新入学説明会におけるＳＮＳ被害防止講話

当署管内３町に所在する全中学校において、新入学予定の小学６年生に対しＳＮＳの正しい利用による犯罪被害防止や闇バイトの危険性などについて知ってもらう講話を実施した。

(5)　その他の要望・意見と警察の説明

ア　雑草による交通事故発生の危険性について

（委員）

国道沿いの歩道に雑草が子どもの背丈ほど高く生い茂っており、飛び出しなどによる交通事故の発生が懸念される。

年に１、２回程度は草刈りが行われているが、足りないと感じている。

除草剤を使用することは禁止されているとのことから、国が町に委託するなど自治体での対応も必要と思うが、警察の立場として対応できる部分があるのか知りたい。

《警察》

国道における雑草であれば、基本的には道路管理者の管理の下、定期的に整備を行っているが、道路外の敷地内であれば、その所有者が管理を行うなど、雑草の撤去は一筋縄でいかないところである。

通学路等における雑草問題の対策としては、各町において警察、役場、開発局、

道路事務所などの機関による検討を行い、雑草等により通学児童等の視認性を確保することができない道路等について意見を出し合って対策を行っている。

管内の通学路等において、雑草等の影響により交通事故発生の危険性があり、改善の必要があると感じた路線や地点があれば、当署から道路管理者や土地の所有者への働き掛けをその都度行いたいので、情報提供を願いたい。

イ　拾得物の権利や法律について

（委員）

浦河警察署では年間を通じて、どれくらい落とし物の届け出があるのか。

また、持ち主のもとに返る件数や届け出が多い物は何なのか、権利と法律を踏まえて回答を願いたい。

《警察》

拾得物に関する根拠法令については、遺失物法やこれに付随する関係法令をもとに対応している。

権利については、落とし物を拾った方には、所有権と報労金に関する権利が発生し、いずれの権利も個人が拾った場合は、拾った日から７日以内に警察に届けることで有権となる。

報労金については、落とした方と話し合い５～20%の範囲内で請求する権利を拾った方が有する。

なお、落とした方が判明しない物については、警察のホームページなどで３か月間公表し、現れなかった場合は、拾った方に２ヶ月間所有権が発生する。

令和５年中、浦河署に届けられた落とし物の件数については741件、そのうち本人に返還が出来た件数が156件であり、落とし物として多いのは、意外にも財布やスマートフォンではなく、ハンカチや手袋といった衣類や日用品が多くを占めている。

ウ　高齢者世帯における火災の原因と対策について

（委員）

浦河町内において火事が多く発生している印象を受ける。

特に高齢者世帯で多く発生していると感じているが、原因として多いものは何なのか知りたい。

また、火事になった家の方には認知症や独居の方も多いと思うが、警察では防止に向けてどのような活動をしているのか回答を願いたい。

《警察》

当署管内で発生した一般住宅における火災の原因は全てストーブと思われ、中でも薪ストーブの世帯が多く、火の粉が飛んで燃え移る等の原因が考えられる。

火災予防に関しては主に消防に委ねているところであるが、警察でも特に認知や独居高齢者の世帯に対して、巡回連絡や啓発チラシを配布するなど各種警察活動を通じた声掛けを行っている。

(6)　次回の諮問事項について

昨年から、道内において軽自動車や大型車による脱輪事故の脅威が報道されており、浦河警察署の管轄において、重大な事故がいつ発生しても不思議ではないと感じているところである。

道内におけるタイヤ脱輪事故の発生状況と原因、事故防止に向けた警察としての

対策などについての説明を次回の警察署協議会で願いたい。

(7)　警察署協議会の開催予定について
次回の警察署協議会は、令和６年６月の予定とする。

以　　上